

君も参加してみよう！

ジュニア・リーダー

中学生や高校生が、さまざまな企画を考え、子ども会活動などをサポートするジュニア・リーダー。イベントの開催などを通して、地域を盛り上げています。今回は、ジュニア・リーダーの活動について紹介します。

◎問い合わせ 生涯学習課 ☎23-9545

ジュニア・リーダーの役割

ジュニア・リーダーは、子ども会に参加して、子どもらの相談相手や話し相手になったり、子どもらと一緒に活動計画を立てたりしながら、レクリエーションの実技指導などを行います。

ジュニア・リーダーの活動

市には、ジュニア・リーダークラブ「蒲公英^{たんぽぽ}」があり、子ども会活動をサポートしています。普段は、市内の子ども会からの要請に応じて、レクリエーションの進行などを指導しています。市では、研修や子どもフェスティバルのサポート、クリスマスなどの活動を通して、ジュニア・リーダーとしての心得を学ぶ教室を開催しています。



ジュニア・リーダー教室

ジュニア・リーダーとして活動するためには、「ジュニア・リーダー教室」に参加し、10回程度の講習を受ける必要があります。危険予知学習などの講座のほか、レクリエーションやキャンプなどの交流を通して、子どもらの成長にもつなげていきます。

- 期間 6月～3月
- ※月に2回程度、土曜日に開催
- 場所 中央公民館ほか
- 対象 小学6年生～中学3年生

募集

君もジュニア・リーダーの活動に参加してみよう！

本年度のジュニア・リーダー教室の参加者は、各学校を通じて募集します。保護者や家族の皆さん、子どもの成長のためにも、ぜひ、参加を検討ください。

贈らない！
求めない！
受け取らない！

政治家の寄付は禁止。有権者が求めることも禁止されています！

◎問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎23-7864

政治家や、今後行われる選挙で立候補予定の人が、選挙区内で寄付をすると、罰則の対象となります。また、有権者が求めてもいけません。寄付禁止のルールを守り、明るい選挙を実現しましょう。

Q 政治家は寄付したらいけないの？
A 現職の政治家やこれから立候補を予定している人が、選挙区内の人に寄付を行うことは、名義が誰であるかを問わず、特定の場合を除いて一切禁止されています。

Q 寄付を求めてはいけないの？
A 有権者が、政治家に対して寄付を要求することも禁止されています。また、政治家名義の寄付を求めることも禁止されています。

Q 結婚祝いや香典はいいの？
A 本人出席の場合は問題ありませんが、事前・事後に贈ったり、一般的な社交の範囲の金額を超えたりするときは、罰則の対象となります。

このような行為は禁止されています！

お歳暮・お年賀 	秘書などが代理で出席する場合の結婚祝い 	落成式・開店祝いなどの花輪 	入学祝い・卒業祝い 	病氣見舞い
公民館の集会・旅行などの催し物への寸志・飲食物の差し入れ 	地域の運動会やスポーツ大会への飲食物などの差し入れ 	祭りへの寄付・差し入れ 	秘書などが代理で出席する場合の葬儀の香典 	葬儀の花輪・供花

Q 祝電や弔電はいいの？
A 寄付ではないため、一般的なものであれば問題ありません。